



BSE(牛海綿状脳症)について

平成13年9月21日に国内で初めてBSE感染牛が確認されてから、安全な食肉を消費者の皆様にお届けするため、これまでにさまざまな対策が行われてきました。

その結果、平成25年5月には動物衛生の国際的基準を定める国際獣疫事務局(OIE)の総会において、国際的なBSEの安全性格付けが「清浄国(無視できるBSEリスクの国)」に日本が認定されました。合わせて、最近の科学的知見に基づき検査体制や輸入体制が見直されることとなり、平成25年7月より国内でのBSE検査対象が「48か月齢超」に引き上げられました。

さらに国は平成27年12月に「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」を食品安全委員会に依頼し、平成28年8月の答申を踏まえ、平成29年度よりと畜場における健康牛のBSE検査を廃止する(ただし24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続きBSE検査を実施する)といった対策の新たな見直しを行いました。

BSE(牛海綿状脳症)とは？

1986年(昭和61年)、英国で初めて確認された牛の病気です。

ウイルスよりも小さな異常プリオンたん白質(プリオン)の経口摂取により脳の組織がスポンジ状となり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。

英国で、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因で広まりました。現在のところ、空気・水平・垂直感染はないと考えられています。

1996年には英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が初めて確認され、BSEとの関連性が示唆されています。わが国では、平成17年2月にvCJD患者が1人確認されていますが、英国滞在時に感染した可能性が有力と考えられています。

現在行われているBSE対策は？



○国産牛の場合

- ・24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについてのBSE検査
 - ・特定危険部位(SRM)の除去
- ※SRMの対象範囲…30か月齢超の「頭部(舌、頬肉以外)」、「脊髄」、「脊柱」と、
全月齢の「扁桃」、「回腸遠位部」
- なお、飼料規制については肉骨粉の牛用飼料への利用は禁止されています。

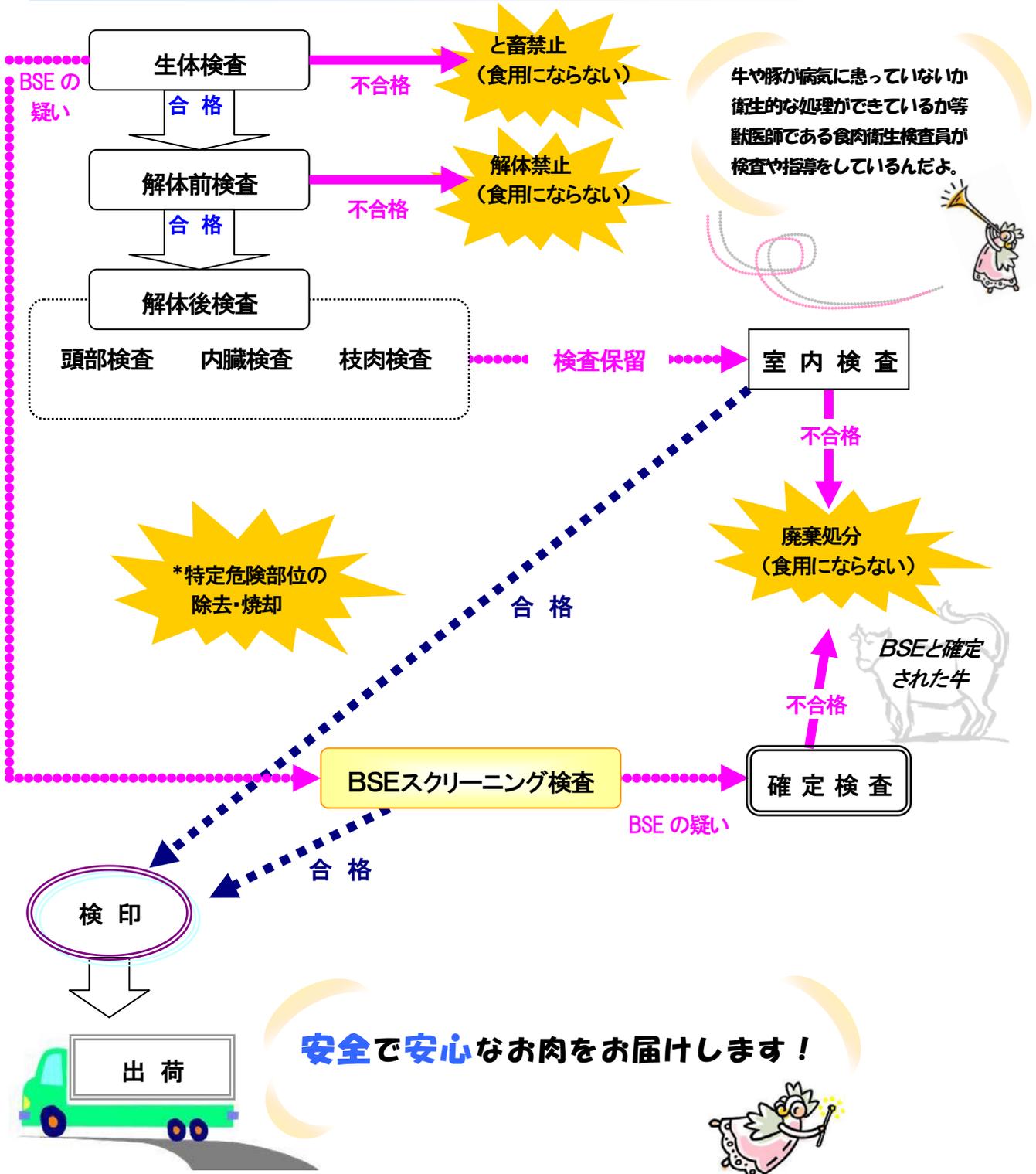


○海外からの輸入肉及び加工品の場合

BSE発生国からの牛肉については平成13年から輸入を禁止しており、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて30ヶ月齢以下と証明される牛由来であることや特定危険部位(SRM)を除去すること等の一定の輸入条件の下で輸入を再開しています。

輸入が再開した国からの牛肉については、輸入条件に適合しているかどうか輸入時に検疫所において検査するとともに、適宜現地査察を実施しています。

食肉衛生検査所での検査の流れ

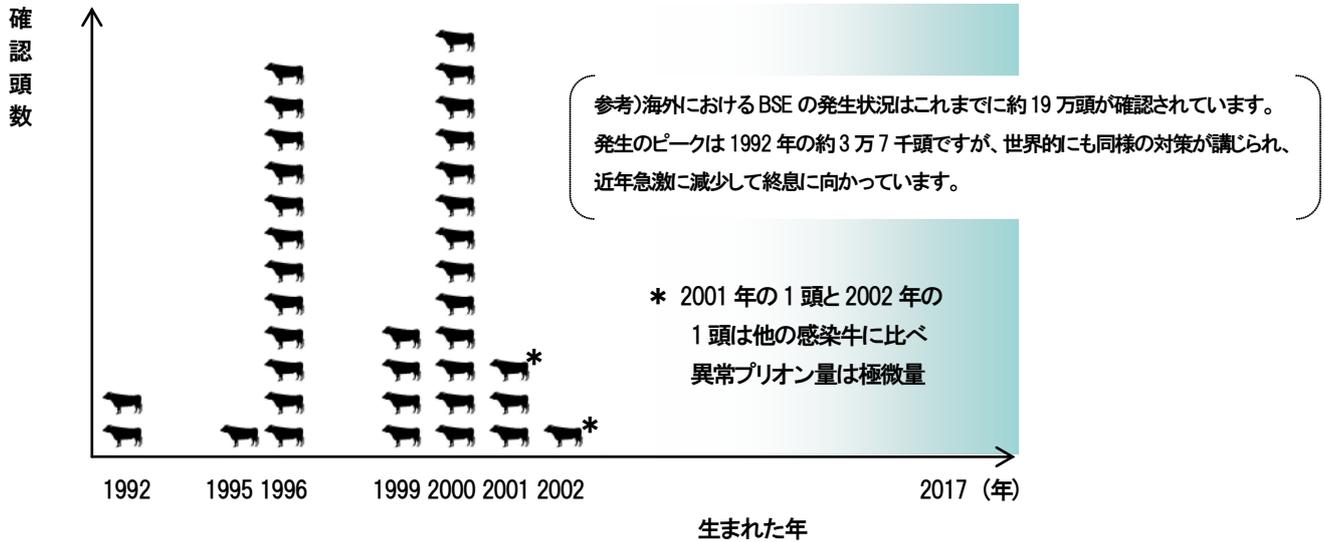


安全で安心なお肉をお届けします！

BSE の発生状況は？

食肉センターにおける BSE 検査頭数は約 1505 万頭（2001 年 10 月 18 日～2017 年 3 月 31 日）で、BSE と診断された牛は 21 頭です。死亡牛検査で確認された 14 例と、平成 13 年 9 月 21 日に国内で初めて確認された 1 頭を含めると、これまで（～2017 年 3 月）に 36 頭が確認されています。

我が国では飼料規制、特定部位（SRM）除去等の BSE 対策により飼料規制開始（2001 年 10 月）直後に生まれた 1 頭を除き、飼料規制以降に生まれた牛には、BSE 検査陽性牛は確認されていません。



資料：「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について」平成 20 年 7 月内閣府食品安全委員会事務局

「牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の検査結果について（平成 29 年 3 月分まで）」平成 29 年 9 月厚生労働省

さらに詳しい情報は、下記 BSE(牛海綿状脳症)関係ホームページをご覧ください。

厚生労働省：http://www.mhlw.go.jp/seisakunituite/bunya/kenkou_iryu/shokuhin/bse/index.html

農林水産省：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/index.html>

お問い合わせ先

神戸市保健所

東部衛生監視事務所（東灘・灘・中央）	中央区雲井通 5 丁目 1-1 中央区役所 8 階	232 - 4651
西部衛生監視事務所（兵庫・長田・須磨）	長田区北町 3 丁目 4-3 長田区役所 5 階	579 - 2660
北 衛生監視事務所	北区鈴蘭台西町1丁目 25-1 北区役所 3 階	593 - 3250
垂水衛生監視事務所	垂水区日向 1 丁目 5-1 垂水区役所 2 階	708 - 6230
西 衛生監視事務所	西区玉津町小山字川端 180-3 西区役所 3 階	929 - 0550
食品衛生検査所	兵庫区中之島 1-1-1	672 - 8061
食肉衛生検査所	長田区苅藻通 7 丁目 1-20	671 - 1595
生活衛生課	中央区加納町 6 丁目 5-1	322 - 5262

作成 平成 29 年 11 月